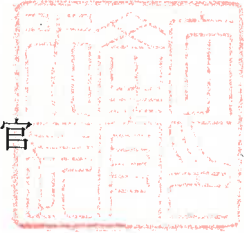


元水漁第1369号

令和2年2月4日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿

水産庁長官



令和元年台風第19号に係る災害復旧関係資金の融資の円滑化について

このことについて、「令和元年台風第19号に係る災害復旧関係資金の融資の円滑化について」を別添のとおり制定したので、御了知の上、本事業の円滑かつ適切な実施につき御配慮をお願いします。

令和元年台風第19号に係る災害復旧関係資金の融資の円滑化について

〔令和2年2月4日水漁第1369号〕
水産庁長官

第1 趣旨

令和元年台風第19号により被害を受けた漁業者（以下「被害漁業者」という。）が、経営を継続・再建させるためには、施設の復旧等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

しかしながら、被害漁業者の中には、主要な事業用資産に損害を受けており、融資対象物件以外の担保の確保が困難なため、資金の円滑な融通が行われ難い状況にある者も存在する。

このような状況に対応して、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が、漁業経営改善支援資金融資推進事業により国から交付された出資金を活用し、当該出資金の運用益の範囲内において、第2に規定する融資について、通常担保・保証人を徴求するものであっても、被害漁業者が十分な担保を確保することが困難な場合には、融資対象物件以外の担保や保証人を要しない貸付けを実行することにより、被害漁業者の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 資金内容

公庫が行う次に掲げる要件に該当する融資であること。

1 対象者

被害漁業者等であって、その主要な事業用資産について、令和元年台風19号の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であること。

2 対象資金

公庫が取り扱う農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金、漁業基盤整備資金及び漁業経営安定資金であること。

3 貸付条件

公庫が別に定めるものであること。

4 貸付方式

公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付けであること。

5 貸付対象期間

令和2年3月31日までに貸し付けられるものであること。

第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、本措置による貸倒償却額は活用する出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則

- 1 この通知は、令和2年2月4日から施行する。
- 2 令和元年台風第19号による被害であって、令和元年10月10日から本通知の施行日の前日までに公庫により行われた融資についても、第2の1から5までに掲げる要件に該当するものであれば、本措置の対象とすることができる。